

家事支援外国人受入事業の雇用期間について

家事支援外国人材の受入れ

(家事支援外国人受入事業 特区法第16条の4)

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※¹による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留※²を可能とする

※¹ 自治体と関係行政機関により構成する協議会

※² 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(内閣総理大臣決定)により5年を上限とする

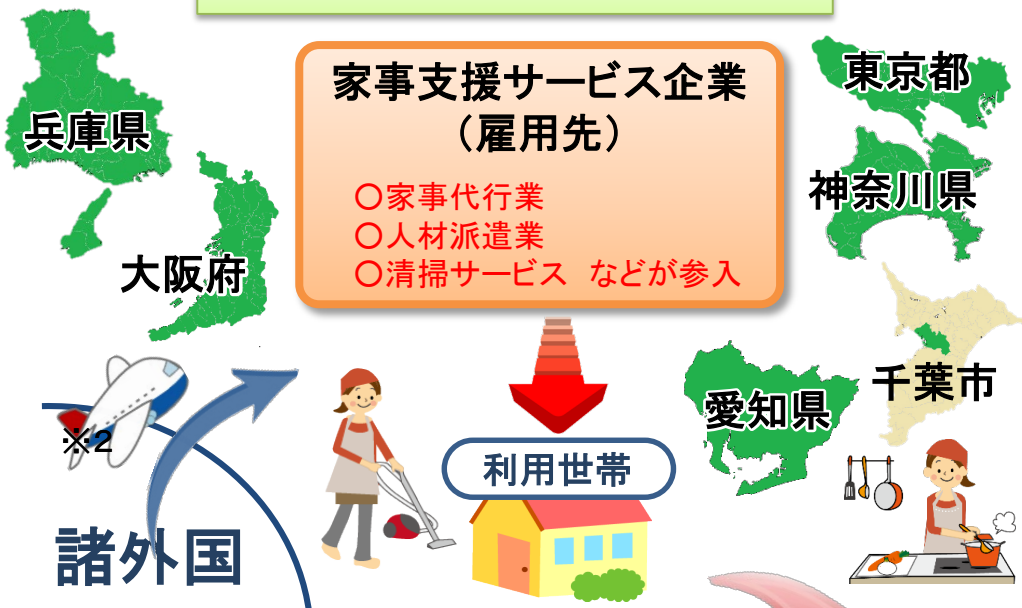
効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

具体的事業

家事支援サービス企業 (雇用先)

- 家事代行業
- 人材派遣業
- 清掃サービス などが参入



●実施区域 東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、千葉市

●開始時期 東京都：平成28年11月 (従事者数：439人)
神奈川県：平成28年3月 (従事者数：403人)
大阪府：平成28年6月 (従事者数：27人)
兵庫県：平成29年7月 (従事者数：27人)
愛知県：平成30年6月 (従事者数：1人)
千葉市：平成31年6月 (従事者数：0人)

※従事者数はR5.4.1時点の数値。隣接区域では一部重複。

●業務範囲 炊事、洗濯、掃除、買い物、
児童の日常生活上の世話等

令和5年2月28日時点

●受入企業 東京都：6事業者 神奈川県：6事業者
大阪府：4事業者 兵庫県：2事業者
愛知県：2事業者 千葉市：1事業者

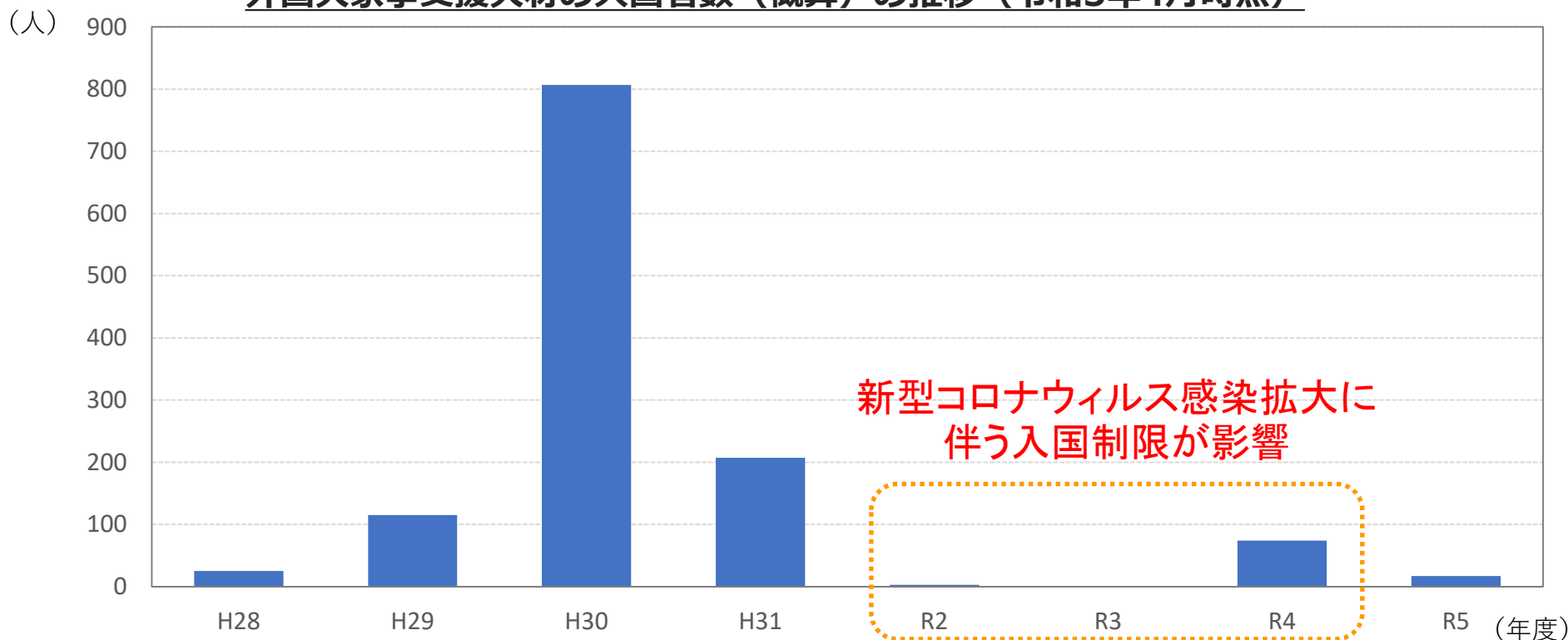
女性の活躍、
家事負担軽減



家事支援外国人材の入国状況

- 平成28年度より受入れを開始し、約1,300名が入国。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入国制限により、約3年にわたって新たな人材の受入れができなかったため、2～4年目の人材が少ない。
- 令和5年度には経験を積んだ人材の多くが帰国し、サービスの中核を担い、かつ、後輩の指導やサポートができる人材が不足する可能性がある。

外国人家事支援人材の入国者数（概算）の推移（令和5年4月時点）



(注) 概算のため、入国者の総数が他の集計結果と一致しない場合がある。

（検討の方向性）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための入国制限により、令和2年から令和4年にかけて、外国人家事支援人材を受け入れている企業では、新規の外国人材の受入れがほとんどできなかった。今後、サービスの中核を担い、かつ、後輩の指導やサポートができる外国人材（4、5年程度の経験を有する人材）の大幅な不足が見込まれる状況を踏まえ、当面の臨時的な対応について検討し早期に措置するとともに、業界団体の意向等を踏まえた長期的な対応についても併せて検討する。

国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）（抄）

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条に おいて単に「指針」という。）を作成するものとする。

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針 （平成27年9月9日 内閣総理大臣決定、令和2年3月19日変更）（抄）

第4 外国人家事支援人材の雇用

- 1 特定機関は、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）に所在する本社又は直営事業所において、外国人家事支援人材をフルタイムで直接雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結しなければならない。
- 4 第1項の契約を締結するに当たっては、外国人家事支援人材に本事業に基づく家事支援活動を通算して5年以上行わせてはならない。